日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人福原学園
②設置大学名称	九州共立大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	093-693-3005　　soumu@kyukyo-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 4 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/governance_code/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、使命・目的、人材養成に資する教育の目標等を「学生便覧」「教員ハンドブック」（冊子）に明示し、毎年度、学生や教職員に周知しています。また、本学の「建学の精神」、建学の精神・理念に基づく「人材像」及び「教育目的」を本学学則に規定し、ホームページにおいて公表しています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・学科ごとに、3 つのポリシーを定め、ホームページで公表しています。3 つのポリシーに基づく教育運営に関する取り組みについて、毎年、外部有識者の参画を得て点検・評価を行い、点検・評価の結果による改善を自己点検評価書に記載し、ホームページにおいて公表しています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務として、学校法人福原学園寄附行為施行細則、九州共立大学組織規則及び福原学園専決規則に規定しています。 学長の補佐体制として、副学長及び学部長を置き、役割を九州共立大学組織規則及び福原学園専決規則に規定しています。 教授会の役割として、福原学園寄附行為施行細則において、教授会は学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であることを明確にし、学校教育法第 93 条第 2 項第3号に該当する教授会の審議事項を学長裁定として毎年度、提案審議しています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	中期経営計画に基づき事業計画を立案のうえ事業を実施し、事業報告を毎年度作成するにあたり、事業を所管する各種委員会において、教員と事務職員の教職協働体制を確保しています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	第 4 次中期経営計画において、職員研修（SD・FD）の推進を掲げ、毎年度の事業計画として、SD・FD 活動に係るアクションプランを策定しています。策定した具体的な内容および実施内容については、大学ホームページの情報公開「法人及び学校の基本情報」ページで事業計画および事業報告を公表しています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和 6(2024)年度より第 4 次中期経営計画(2024 年度～2028 年度 5 ヶ年計画)を掲げており、事業計画の策定にあたっては、担当部局を明確にして教職協働により策定し、評議員会において意見を徴した後に、理事会の承認を得ています。また、事業計画において、エビデンスとなる数値目標を掲げ、事業の具体化を図っています。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	事業計画の進捗状況、事業報告および学園全体の決算状況においても、理事会への報告や承認を得た後に、学園全体の決算状況や事業報告とあわせて、中期経営計画および事業計画を大学ホームページの情報公開「法人及び学校の基本情報」ページおよび学園ホームページの情報公開ページにて公表しています。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人学生や科目等履修生を受け入れるとともに、地域連携推進センターによる公開講座の開講により、学びの機会を広く提供しています。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	産官学の組織的連携の強化のため、近隣自治体等との包括的地域連携協定の締結を進め、毎年、協定先における地域課題の解決に向けた連携事業を推進しています。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍、人種等、多様な背景をもつ学生ならびに教職員が、個々の能力を存分に発揮し、平等に教育研究その他の活動を営み、共に学び共創できる学内環境の整備に取り組み、差別や偏見による人権侵害が生じることのない大学づくりを進めてまいります。
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現に向け、理事 3 名（総数 10 名)、評議員 3 名（総数 12 名）の女性を登用しています。女性活躍の促進の観点から、本学事務局の管理職（課長職以上）に女性（5 名中 2 名）を積極的に登用しています。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成要件を「寄附行為」、「理事選任機関運営規則」に、理事長、副理事長、常務理事及び担当理事の職務を「理事長職務の委任に関する規則」に明確に規定しています。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に規定し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規則」に従い、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事を選任しています。
実施項目３－１②	**説明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、3 か月に 1 回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、私立学校法関係法及び寄附行為に従い、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定しています。 理事会及び評議員会の役割、権限、職務及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に規定し、適切に理事会、評議員会を運営しています。 評議員会との建設的な協働と相互けん制体制を確立することにより、学校法人運営の透明性を確保しています。
実施項目３－１③	**説明**
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよう、新任、外部を含む理事には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の資格、職務等を「寄附行為」に規定し、理事会で監事候補者及び会計監査人の候補者を審議したうえで、評議員会の決議により選任しています。
実施項目３－２②	**説明**
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査が適正かつ有効に行われるために必要事項を「監事監査規則」及び「内部監査規程」に規定しています。 監事は、内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、適切に監査を実施しています。 監事は、効率的な学園の監査業務を行うため、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図っています。

実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、資格及び職務を「寄附行為」及び「評議員選任・解任規則」に明確に規定しています。 評議員選任のための評議員選任委員会を「評議員選任・解任規則」に基づきを設置し、「寄附行為」に従い、適切に評議員を選任することで選任過程の透明性を確保しています。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」において評議員会の招集や決議事項、評議員の役割、職務を規定するとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び運営体制に関することを「寄附行為」、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に定め、適切に運営しています。理事会との建設的な協働と相互けん制体制を確立することにより、学校法人運営の透明性を確保しています。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよう、新任、外部を含む評議員には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害や感染症の発生、重大事件・事故等により学生および教職員、大学施設等に重大な被害が及ぶ様々なリスクを低減するべく、福原学園リスク管理基本規程に基づき対応するマニュアルや組織体制について整備を進めるとともに、大規模災害等の緊急事態発生時における業務の復旧ならびに事業継続についての計画策定に向け取り組んでいる。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システムの基本方針に基づき、「コンプライアンス規程」を定め、法令、寄附行為若しくは学園の諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。また、寄附行為その他の内部規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定め、内部監査室を窓口として内部通報体制を整備しています。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学ウェブサイトに情報公開ページを設け、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況について、本学の公共性や社会的責任を明確にするべく、保有する情報を公表し、広く周知を図っています。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学ウェブサイトは、ユーザーが閲覧する媒体（ＰＣ、タブレット、スマートフォンなど）の画面サイズに応じて最適な表示となるようレスポンシブデザインを採用して、視認性を確保しています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明